

消費税率改正に伴う審査費用及び認証・登録料等に関するお知らせ

2019年9月6日

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

■消費税率の改定

2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることから、弊機構としては、エコアクション21認証・登録制度における審査費用及び認証・登録料への消費税率の適用について、以下の対応とさせていただきますので、ご案内申し上げます。

■審査費用

審査費用につきましては、審査のお申し込み日に関わらず、審査員による現地審査最終日を基準とし、2019年9月30日までに現地審査が終了した場合は消費税率8%を、2019年10月1日以降に現地審査が終了する審査については消費税率10%を適用させていただきます。

(事例1) 消費税率10%が適用される例

2019年9月		2019年10月
★ 審査 申込	★ 書類 審査	★ 現地 審査

(事例2) 消費税率10%が適用される例 ※現地審査が複数日にわたる場合

2019年9月			2019年10月
★ 審査 申込	★ 書類 審査	★ 現地 (初日) 審査	★ 現地 (終了日) 審査

←-----→

※現地審査が2019年9月から10月にかけてまたがる場合、現地審査が終了した日が基準となります。

(事例3) 消費税率8%が適用される例

2019年9月			2019年10月
★ 審査 申込	★ 書類 審査	★ 現地 審査	

■ 認証・登録料

新規認証・登録及び更新認証・登録等における登録料の請求にあたっては、次のように適用させていただきます。

① 新規認証・登録の場合

新規に認証・登録をする場合は、2019年9月30日までに中央判定委員会で適合と判定された事業者様には消費税率8%を、2019年10月1日以降に中央判定委員会で適合と判定された事業者様には消費税率10%を適用させていただきます。

② 更新認証・登録の場合

認証・登録を更新する場合は、更新する日を基準として、2019年9月30日以前の事業者様には消費税率8%を、2019年10月1日以降の事業者様には消費税率10%を適用させていただきます。

③ 中間審査時の対象範囲拡大等に伴い登録料区分に変更があった場合

中間審査において、認証・登録範囲の拡大等により登録料の従業員数区分が変更となり、登録料の差額請求が発生した場合は、新規登録日または直近の更新登録日の1年後の日付を基準とし、新規及び更新の登録日が2018年9月30日以前の事業者様は消費税率8%を適用し、2018年10月1日以降の事業者様は消費税率10%を適用させていただきます。すなわち、登録日が2018年9月30日以前の場合、1年後の中間の日は2019年9月30日以前となり消費税率は8%を、登録日が2018年10月1日以降の場合、1年後の中間の日は2019年10月1日以降となり消費税率10%を適用させていただきます。

■ お問い合わせ

消費税率改正に伴う審査費用及び認証・登録料への対応についてご不明な点がございましたら、ご担当の地域事務局までお問い合わせください。

地域事務局一覧：<http://ea21.jp/inquiry/contact/>